

## 第4節 市民の健康の増進

### 1. 生涯保健

#### ■現況と課題

本格的な高齢社会、長寿社会を迎えるなかで、わが国においては平成12年(2000年)に「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定し、国民の健康寿命の延伸を目指して、平成22年(2010年)を目途とした国民健康づくり運動を推進しています。

国や大阪府の動向を受けて、本市においても「健康かいつか21」(平成15年3月策定)に基づき、生活習慣の改善、生活習慣病の予防、要介護化の予防など、総合的な取り組みを進めています。計画の推進において、個人や家族、地域、関係機関、団体などが連携し、まちぐるみで健康づくり運動を展開していくことが課題となっています。

なかでも、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立する必要があり、健康意識の高まりにこたえて、個人に合わせた健康増進の支援が求められています。

#### ●市民健康診査及びがん検診実施状況(受診者数)

(各年度末現在)

年度	結核予防接種	結核検診	一般診査	がん検診					歯周疾患検診	骨粗鬆症検診
				胃がん	子宮がん	肺がん	乳がん	大腸がん		
平成11年度	1,088	2,422	5,597	1,323	1,708	2,421	1,315	3,702	719	473
12年度	1,130	5,018	6,459	1,340	1,678	2,398	1,386	4,333	757	490
13年度	1,018	5,496	7,031	1,363	1,836	2,384	1,464	4,804	751	555
14年度	1,088	5,702	7,292	1,221	1,909	2,250	1,638	4,954	862	512
15年度	1,046	6,194	7,872	1,276	2,401	2,008	1,949	5,586	664	523
16年度	1,059	6,734	8,243	1,243	2,465	1,854	1,883	5,973	580	465

#### ●予防接種実施状況

(各年度末現在)

年度	二種混合	三種混合 <sup>(注)</sup>	ポリオ生ワク	麻疹	風疹	日本脳炎	インフルエンザ
平成11年度	509	3,879	1,907	914	1,558	2,820	—
12年度	483	3,725	1,938	903	1,083	2,867	—
13年度	490	3,875	2,026	987	1,058	2,859	3,606
14年度	504	3,683	1,910	1,040	967	3,141	4,434
15年度	518	3,780	1,859	1,036	904	3,468	5,599
16年度	554	3,586	1,926	980	1,015	3,515	6,423

注) 幼児二種混合を含む

本市では、保健センターを中心に、市民健康診断や健康相談の実施など、病気や要介護化の予防を主体とした健康づくり・健康維持への取り組みを進めています。今後においても、保健センターを核として、保健・医療・福祉など各関係機関との連携のもと、市民の健康づくりを支援していく必要があります。

#### ■めざす方向

より多くの市民が生涯を通じて健康で充実した生活を送れるよう、保健・医療・福祉の各関係機関連携のもと、市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを支援し、まちぐるみで健康づくり運動を展開していきます。

#### ■基本計画

##### (1)健康づくりの推進

###### ①母子保健活動の推進

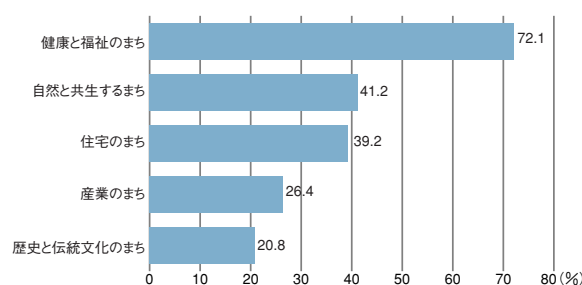
「貝塚市母子保健計画」(平成14年3月策定)、「貝塚市次世代育成支援行動計画」に基づき、母子保健活動を推進します。

子どもの疾病・障害の早期発見やフォロー体制の充実、健康教室や相談事業の拡充を図ります。

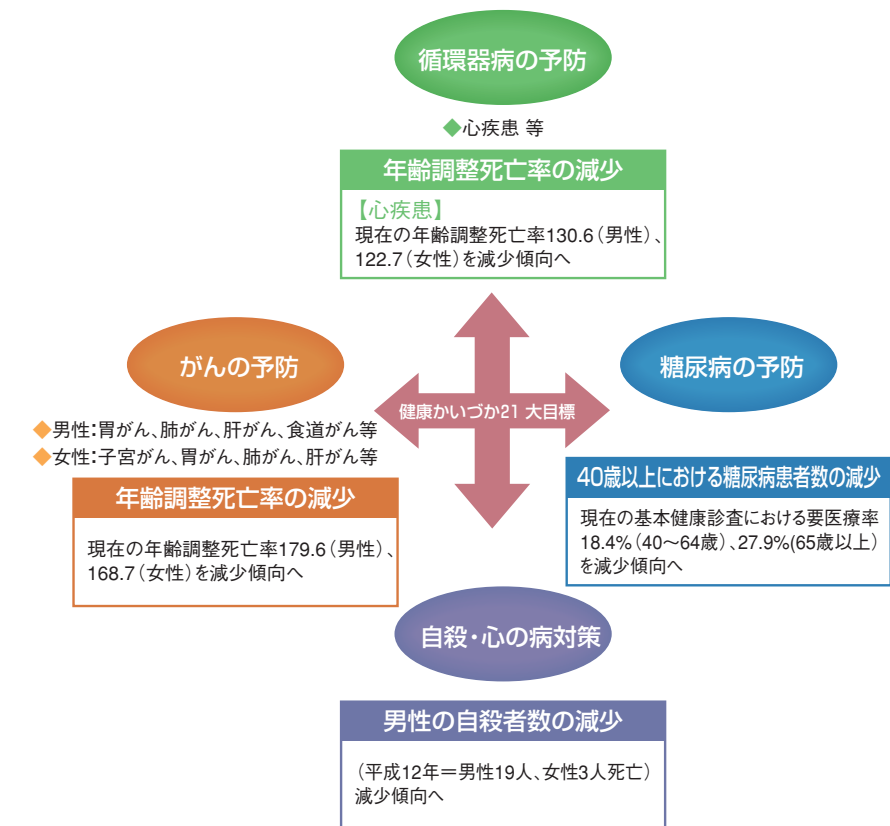
母親の交流機会の提供や個別訪問などにより、育児不安の軽減を図ります。

###### ●市民アンケートの結果

貝塚市の将来像(複数回答)件数=1848



#### ●「健康かいつか21」の大目標



###### ②栄養・食生活の改善

生活習慣病予防のために、個別指導、相談事業の充実を図ります。

妊娠期、乳幼児期、学童期に対する食講座を充実します。

###### ③地域ごとのネットワークの確立

地域の自主的な健康づくりを支援するとともに市民の主体的な取り組みを拡大していくために、健康づくり推進委員など、健康づくりに関わる地域ボランティアの育成、支援に取り組めます。

##### (2)健康を守る対策の推進

###### ①感染症対策

感染症の発生情報や予防手段などについて、迅速な情報提供を行います。

市民が予防接種を正しく理解し、安全に受けられるよう、情報提供に努めます。

###### ②早期発見体制の充実

基本健診、がん検診、特に乳がん検診などの市民健診(検診)を充実させるとともに、健診(検診)後のフォローとして、健康教室の開催などにより、健康に関する正しい知識の普及を図ります。

## 2. 医療

### ■現況と課題

本市の医療施設は、平成18年(2006年)1月現在、市立貝塚病院をはじめとする一般病院及び療養病院が5カ所(病床数594)、その他の病院が4カ所(病床数1,889)、一般診療所57カ所(病床数34)、歯科診療所32カ所が設置されています。

平成15年(2003年)に国立千石荘病院が廃止され、市立貝塚病院の地域における役割がさらに高まっています。平成8年(1996年)に全面改築された市立貝塚病院は、地域の中核病院として高度な医療を提供するとともに、地域医療連携や短期間に集中的な治療を行う急性期医療に積極的に取り組んでおり、また、平成17年度(2005年度)から、乳がんの高度検診・治療センターの整備を行っています。

一方で、地域医療においては、小児科医、産婦人科医などの医師不足が深刻な問題であり、総合病院としての機能維持が課題となっています。救急体制については、市立貝塚病院

において内科の救急告示による24時間体制の救急医療を提供していますが、小児科救急は小児科医の確保が難しい状況から、周辺病院と連携した輪番制をとっており、今後も、医師の確保を含め、小児科救急体制の充実が求められています。

また、医療機関の役割分担として、地域における開業医や診療所の「かかりつけ医」としての役割を見直すことにより、病気やけがの程度に応じて、市民が病院の選択を行うことが必要となっています。

日曜や祝日などの急病に対応するため、市立休日急患診療所を開設し、市民の医療ニーズに応えています。今後は、利用状況や必要性を考慮しながら、さらに充実や見直しを図っていく必要があります。

### ■めざす方向

市民の医療ニーズに対応した地域医療の充実をめざして、近隣市との高度医療の役割分担、救急医療体制の整備、地域のかかりつけ医との連携などの取り組みにより、中核病院である市立貝塚病院の機能を拡充するとともに、地域の医療機能の活用を図ります。

### ■基本計画

#### (1)医療機能の整備・充実

##### ①市立貝塚病院の機能充実

市立貝塚病院は地域の中核病院として、地域の病院や診療所との連携を密にし、地域医療を推進するとともに、高度な医療の提供に努めます。

医師の確保について積極的に取り組み、総合病院としての機能維持に努めます。

医療の技術・質はもちろんのこと、インフォームドコンセント\*の徹底など、安心して医療が受けられる環境の向上を図ります。

##### ②医療機関相互の連携強化

市立貝塚病院における医療相談の充実や地域の開業医との連携など、地域医療連携室の取り組みをさらに充実します。

感染症発生に備えて、拡大阻止のために感染症指定病院との連携を図ります。

##### ③休日急患診療所におけるサービスの提供

休日急患診療所において、市民ニーズや利用実態に対応したサービスの提供に努めます。

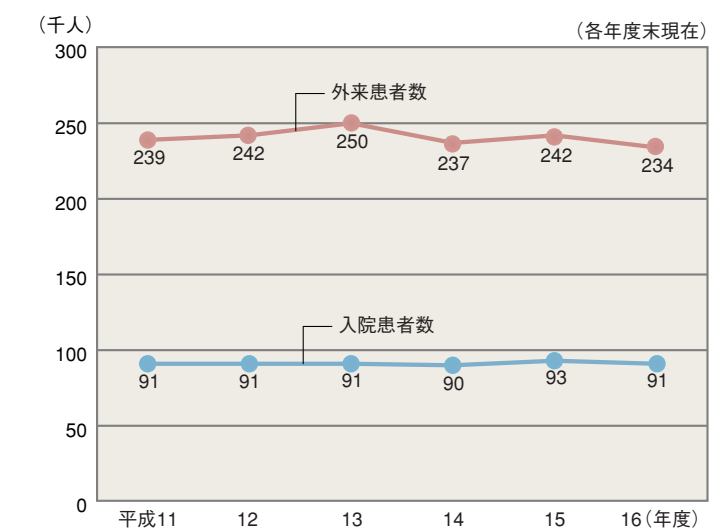
##### ④人材育成とマンパワーの活用

市内外の医療系大学・専門学校をはじめ、関係機関との連携を図りながら、地域医療を担う人材の育成とマンパワー\*の活用を促進します。



市民健康審査

●市立貝塚病院の利用者の推移

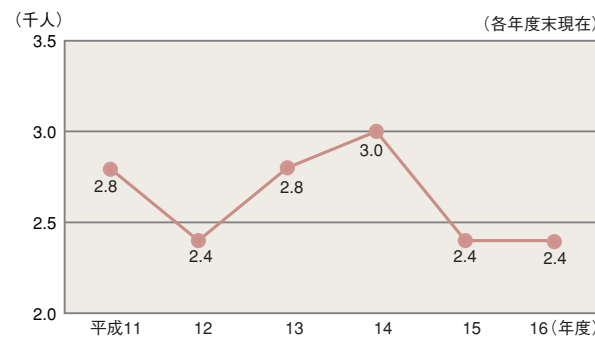


(2)救急医療の充実

小児救急における泉州医療圏内での公立病院の連携はもとより、市立貝塚病院においても小児科医師の確保など、小児科の救急体制の整備に努めます。

救急医療をはじめとして、市内外の各医療機関との役割分担を進めるとともに広域的な高度医療ネットワーク体制の確立を図ります。

● 休日急患診療所受診者の推移



市立貝塚病院

第5節 人権尊重のまちづくりの推進

1. 人権尊重

■ 現況と課題

人類史上において20世紀は、科学技術が発達した一方で、二度に亘る世界大戦をはじめ、様々な戦争や紛争が繰り返された世紀でもありました。特に、第二次世界大戦の惨禍で多くの尊い人命が失われたばかりか、様々な人権侵害が行われました。このような痛ましい体験と人権抑圧に対する反省から、昭和23年(1948年)、第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えました。これを契機に、人権問題は国際社会全体に関わる問題として、その解決に取り組む機運が高まってきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となり、人権尊重が世界平和の基礎であるということが、世界の共通認識となってきています。

本市では、平成6年(1994年)に、「差別のない明るく住みよい国際都市貝塚市」の実現をめざし、「貝塚市人権擁護に関する条例」を制定しました。この条例の具体化に向け、平成9年(1997年)3月に「貝塚市人権啓発基本方針」を策定し、平和や基本的人権の確立に向け、人権尊重を生活の中に具体化するための諸施策を推進してきました。また、すべての行政分野における施策の推進にあたっての理念を示し、総合的・体系的な行政を推進していくため、平成17年(2005年)4月に「貝塚市人権行政基本方針」を策定しました。

今後も、人権問題を重要な行政課題のひとつとして、同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子どもなどの人権問題の解決に向けて、これまでの取り組みの成果と理念を踏まえ、人権行政を推進する必要があります。

■ めざす方向

一人ひとりがかけがえのない存在として、互いに人権が尊重される差別のない社会、誰もが個性や能力を十分に発揮して自己実現を図り、豊かな人権文化を創造できる社会の実現をめざして、人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護の体制整備を進めます。

■ 基本計画

(1)人権意識の高揚と人権擁護の充実

①人権教育・啓発の推進

市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動を促進するとともに、人権教育・啓発を担う指導者の養成及び情報収集・提供機能の充実を図ります。

②人権擁護に関する施策の充実

人権侵害に対する救済や保護および予防のため、人権に関わる相談窓口の整備、人権救済・保護システムの充実を図り、市民一人ひとりの個性や能力を活かした自己実現を支援します。

③人権擁護体制の充実

庁内での人権擁護推進体制の充実、市民・各種団体・企業などとの連携及び府・近隣市町との連携を強化し、人権擁護体制の充実を図ります。

(2)各種人権問題解決に向けた施策の推進

①同和問題

同和問題を人権問題という本質から捉え、一般施策の有効な活用を通じて、差別意識を解消し、人権意識の高揚を図り、自立と自己実現を達成するための総合的な相談事業などに取り組みます。



ふれあい人権文化のつどい

②女性の人権

女性を取り巻く環境や社会情勢の急速な変化に対応し、市民と行政のパートナーシップ\*のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

③障害者の人権

「ノーマライゼーション\*」と「リハビリテーション\*」の理念に基づき、自立生活の支援施策などの充実に努めます。

④高齢者の人権

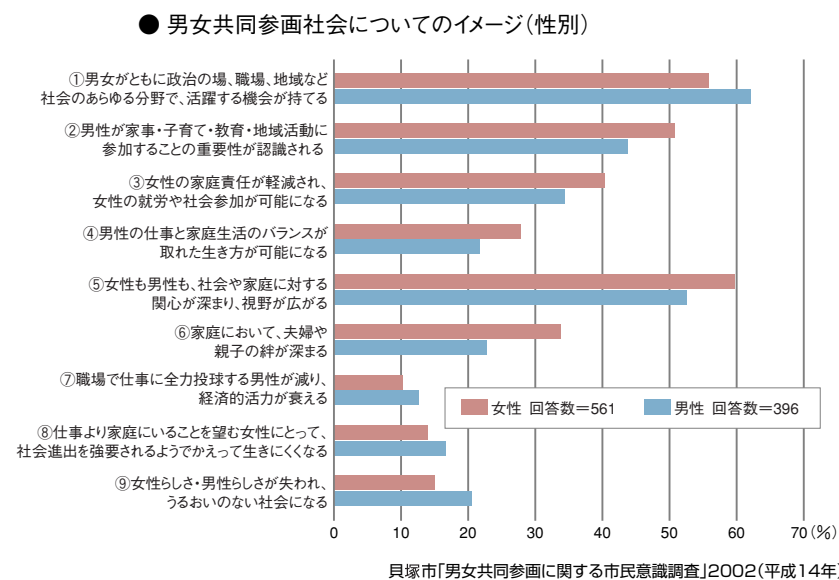
高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、社会参加を促進します。

⑤子どもの人権

いじめ、体罰、虐待などに対し、子どもの人権の尊重及び「児童の最善の利益」が考慮されるよう、総合的・計画的な施策を推進します。

⑥様々な人権問題

様々な人権課題(外国人、HIV\*感染者などへの偏見や差別、報道での名誉毀損、プライバシー侵害など)の解決に向け、総合的に取り組みます。



2. 男女共同参画社会の推進

■ 現況と課題

少子高齢化や経済活動の国際化などにより、わが国の社会・経済環境は大きな転換点を迎えています。平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画基本法」は、男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題であると位置づけ、国・地方自治体・国民が協力して取り組むことを明らかにしています。

本市においては、平成5年(1993年)3月に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定し、このプランに基づいて、市民への情報提供・啓発活動を進めてきました。

平成13年(2001年)には、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、その結果をもとに、平成15年(2003年)3月、「貝塚市男女共同参画計画・コスモスプラン(第2期)」を策定しました。

この計画に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成に向け取り組んでいくことが求められています。

また、政策や方針決定の場への女性の参画、労働条件・賃金の男女格差是正など、社会全体において女性の地位の向上を図り、男女が平等なパートナーとして参画する社会の実現が必要です。

■ めざす方向

男女が地域社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、そのことによって受ける利益とともに責任も担う男女共同参画社会の実現をめざして、女性の地位向上と社会参画への環境整備を進めます。

■ 基本計画

(1) 男女共同参画社会の実現

① 意識改革の推進

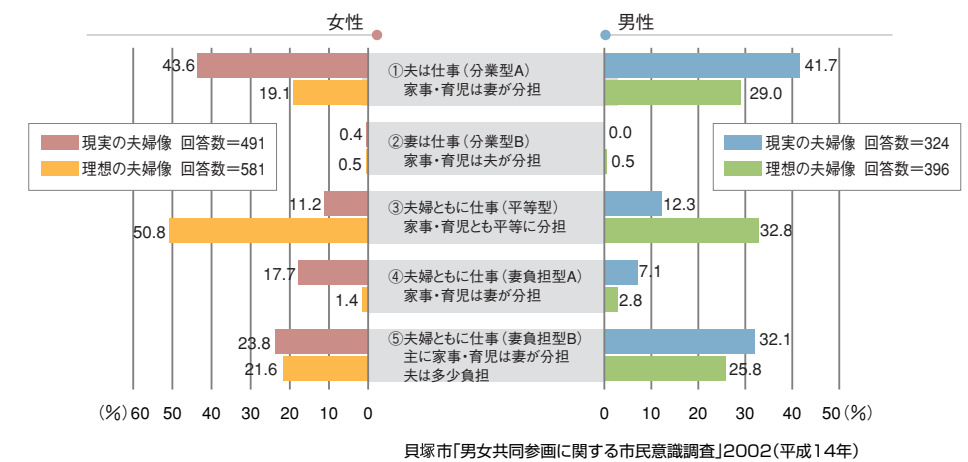
男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を通じて意識改革を進めます。

② 男女の対等な参画の推進

「貝塚市男女共同参画計画・コスモスプラン(第2期)」に基づき、行政・地域団体・学校・企業などのあらゆる場面において、政策・方針決定の場における女性比率の向上を促進します。

「男女雇用機会均等法」、「パートタイム労働法」などの法律の周知を図り、女性が働きやすい環境整備に努めるよう、事業主に対する働きかけを行います。

● 夫婦の仕事と家事・育児の分担について(性別)



(2) 安心して暮らせる社会の実現

①女性が安心して暮らせる社会への取組み

性的暴力などの被害者への支援として、女性関連施設や福祉事務所・医療機関・警察など関係機関との連携を強化するとともに女性相談体制の充実を図ります。

「DV防止法」、「ストーカー規制法」などの法律の周知を図るなど、女性や子どもに対する暴力を許さない意識づくりに努めます。

②女性の参画を支える社会環境の整備

性別役割分業意識にとらわれず、家事や地域活動を男女がともに担えるよう、市民への啓発に努めます。

仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスなどの充実を図るとともに、市民・事業所に育児休業制度の周知を図ります。



男女共同参画計画(第2期)

第6節 災害と犯罪に強いまちづくりの推進

1. 災害時対応

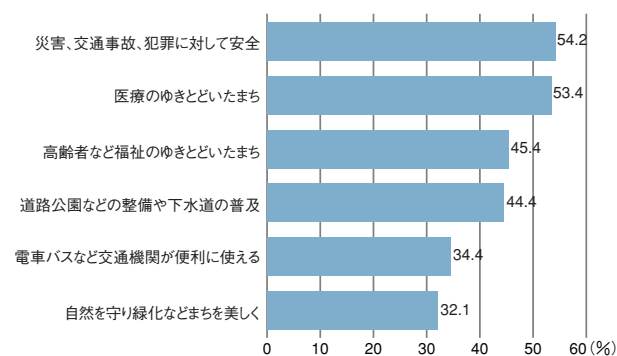
■現況と課題

本市では、昭和36年(1961年)の第二室戸台風の後、甚大な被害を伴う災害は発生しておらず、それが一方で災害に対する危機意識の低さにつながっている危険性があります。また、近い将来、東南海・南海地震の発生が予想され、本市では津波による被害の可能性が危惧されています。

これらのことから、災害に対するマニュアルや、市民への情報伝達方法などの危機管理体制の充実が求められています。また、大規模災害時には地域の住民や企業による自主的な救援救助活動が極めて重要な役割を果たすことから、市民の危機管理意識の向上や地域の自主防災組織の育成と連携が求められています。

さらに自然災害のほか、SARS(重症急性呼吸器症候群)\*や鳥インフルエンザ\*などの感染症による健康被害、テロ行為や大規模事故など、発生の予測が困難な事象に対する危機管理対応の強化・充実も求められています。

●市民アンケートの結果  
暮らしやすくなるための施策(複数回答)件数=1848



■めざす方向

災害時に迅速かつ的確な対応ができる体制づくりをめざして、マニュアルの整備や実践的な訓練の実施など、災害に備えた行政及び市民の取り組みを強化し、総合防災体制の強化を進めます。

■基本計画

(1)総合防災体制の強化

①実践的なマニュアル作成と訓練

「貝塚市地域防災計画」(平成17年度修正)を随時見直し、内容の充実を進めるとともに、計画に沿った防災対応の周知徹底を図ります。

市役所内の災害時初動マニュアルを実践的に見直し、訓練による検証と職員の意識の向上を図ります。

津波対策では、地域住民が参加する避難訓練や、水門操作の訓練によるマニュアル検証を進めます。

山間部の地滑りや道路寸断などに対する負傷者救護や生活物資供給マニュアル、避難生活が長期化する場合の避難所運営マニュアルや仮設住宅建設マニュアルなどを作成し、随時見直しを行います。

緊急の際、市民自らが適切な処置を行えるよう、防火防災・救急講習などによる防災知識の高揚を図り、危機への対処技術の向上に努めます。

避難場所の認知など、災害時対応に関する情報を常時正確に伝え、防災教育も含めて、市民の適切な行動を援助します。

②自主防災組織などとの連携

市民の防災意識を高め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、地域における自主防災体制の組織化を促進します。

地域の自主防災組織と連携して、災害時の避難などの際に介助が必要な市民の把握・対応方法の検討など、災害避難対策の充実に努めます。

災害時のボランティアについても、受け入れ体制や連携方法について、検討を行います。

(2)危機管理対応の充実

災害などの発生時に速やかに被害状況を把握し、避難誘導や救助活動が行えるよう、耐震性を備えた防災通信体制の確立を図ります。

防災情報を徹底するため、防災行政無線の増強をはじめ、町内放送の利用など、地域とも連携して迅速な情報伝達に努めます。

大規模災害などに備え、近隣地域以外の自治体との間で大規模災害時相互応援協定を締結します。



防災訓練

## 2. 消防・救急

### ■ 現況と課題

本市では、消防本部(消防署)と2カ所の出張所、9カ所の消防団による消防体制を備えています。本市における近年の火災発生件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、大規模火災や近い将来に発生が予想されている東南海・南海地震など大規模災害に備えて消防力の強化と充実が課題となっています。

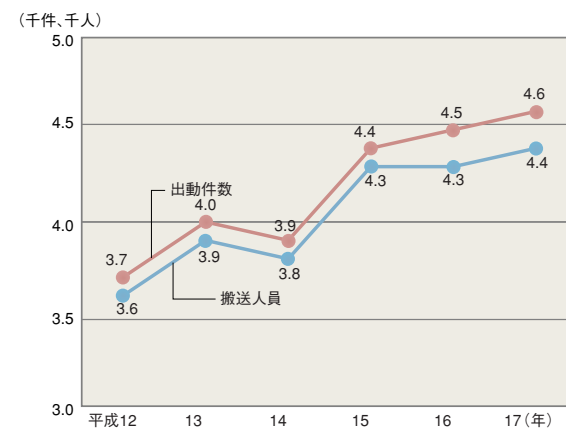
火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団や、地域・職場の自主消防組織による、総合的な消防・防災体制のより一層の充実とともに、平成16年(2004年)の消防法の改正によって住宅用防災機器\*の設置が義務付けられたことから、住宅用火災警報器の普及が求められています。

救急件数は全国的な傾向と同様に大きく増加しており、また、傷病者の救命効果の向上が求められていることから、救急体制、装備のより一層の充実を図る必要があります。

救急救命士の特定行為として、除細動(電気ショック)、気管挿管、薬剤投与が一定の条件下で可能となり、それらを効果的に実施するため、救急隊員の一層の技能向上が求められています。

さらに、消防・救急体制の充実や医療機関の役割分担などの取り組みとともに、近隣市町との広域連携が求められています。

### ● 救急活動の状況




### ● 原因別火災発生状況

年次	総数	放火及び疑い	たばこ	電気類	火遊び	ガス類	不明火	その他
平成11年	37	8	5	5	1	7	5	6
12年	56	18	6	7	3	8	3	11
13年	54	21	1	6	2	9	4	11
14年	44	11	3	5	0	3	4	18
15年	39	20	1	1	1	4	3	9
16年	32	8	4	2	1	0	5	12
17年	38	15	2	2	0	8	3	8



高機能消防指令センター

### ● 消防設備の状況(平成17年末現在)

 :1台

化学車	
タンク車	
ポンプ車	
救急車	
査察車	
可搬式	
軽四輪	
広報車	
救急工作車	
資材搬送車	
梯子付消防車(35 m)	
梯子付消防車(15 m)	
マイクロバス	
ワゴン車	

### ■ めざす方向

火災の発生を防ぐとともに、火災発生時の迅速な消火活動、救急出動時の救命率の向上をめざして、火災予防対策の推進や消防・救急システムの充実を図ります。

### ■ 基本計画

#### (1) 火災予防対策の推進

##### ① 自主消防・防災組織の活性化

市民・企業などによる自主消防・防災組織を活性化させるため、防火・避難訓練や防災意識の啓発に努めるとともに機材などの整備を支援します。

##### ② 住宅用防災機器の普及促進

住宅用防災機器\*の設置が義務付けられたため、その普及啓発に努めます。



救急講習

#### (2) 消防及び救急システムの充実

##### ① 消防・救急における広域連携の充実

緊急時における体制の充実や設備の有効活用を図るため、消防・救急業務について近隣自治体及び医療機関との広域連携を推進します。

##### ② 救急システムの充実

救急システムを充実させるため、救急救命士の育成と人員の確保を図ります。

高規格救急車を増強し、全出張所への配備を図ります。

##### ③ 救急講習の充実

応急手当ができる市民を増やすため、救急講習の回数や内容を充実します。

公共施設などへのAED\*設置を促進するとともに、使用方法についての講習の実施に努めます。

### 3. 防犯

#### ■現況と課題

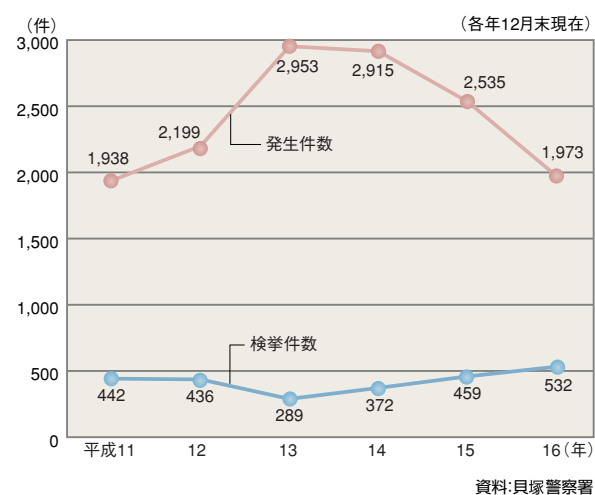
全国的に子どもを狙った犯罪や路上強盗などの凶悪犯罪が頻発するなど、治安の悪化が社会問題になっています。

本市の犯罪発生件数は平成6年(1994年)に951件であったものが、平成13年(2001年)には2,953件となり、窃盗犯を中心に急増していましたが、平成14年(2002年)以降は減少に転じています。犯罪の発生は、地域の監視の目が行き届いていることを示すことによって抑制しうることから、地域ぐるみの防犯活動を強化するとともに、暗がりや死角の解消など、防犯環境の充実に求められています。

なかでも、学校や幼稚園、保育所では、子どもの安全確保のための様々な取り組みがなされており、今後も効果的な防犯対策を検討し、着実に実行していく必要があります。

児童虐待や家庭内暴力、つきまとい行為など、表面化しにくい犯罪に対しては、警察など関係機関との連携を一層強化して取り組む必要があります。

#### ● 刑法犯罪発生・検挙状況



#### ■めざす方向

犯罪のない、安全で安心なまちづくりをめざして、地域ぐるみの防犯活動を強化するとともに、警察など関係機関との連携を強め、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

#### ■基本計画

##### (1) 地域ぐるみの防犯活動の強化

###### ① 自主防犯組織による防犯活動

地域での自主防犯ボランティアの組織化を促すとともに、防犯パトロールなどの活動を支援します。

子どもの安全を確保するため、地域での見守り活動の支援を充実します。

###### ② 安全な都市環境づくり

道路・公園・公営住宅などについて、防犯灯の増設など防犯面からの環境改善を進めるとともに、市民に門灯や玄関灯の点灯を呼びかけるなど、犯罪が発生しにくい明るいまちづくりに努めます。

##### (2) 連携強化による防犯機能の充実

警察など関係機関との連携を強め、防犯パトロールを行うとともに、児童虐待やDV(夫や恋人からの暴力)\*など、家庭内での犯罪や未成年犯罪などの監視を強化します。

つきまといなどの迷惑行為についても、関係機関と連携しながら警告を行うなど、犯罪の発生防止に努めます。

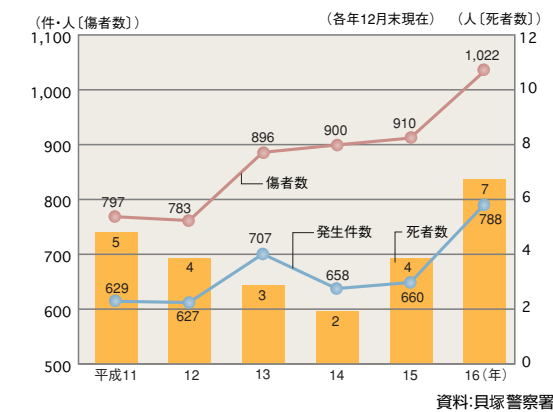
### 4. 交通安全

#### ■現況と課題

近年の市内の交通事故発生件数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移していましたが、平成16年(2004年)は、発生件数、死傷者数とも大幅に増加しました。

交通事故の内訳としては、高齢者の歩行中及び自転車乗車中の事故が多くなっています。高齢社会の急激な進行とともに年々厳しさを増す高齢者の交通事故情勢に的確に対処するため、高齢者の交通安全対策を重点的に推進する必要があります。

#### ● 市内交通事故発生件数



今後、交通安全施設の整備をはじめとする道路交通環境の改善とあわせて、交通安全思想の普及・浸透を図り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底が望めます。

#### ■めざす方向

交通事故の減少をめざして、交通安全施設の整備など道路環境の改善や、交通安全意識の向上を図り、安全な交通環境づくりを進めます。

#### ■基本計画

##### (1) 安全な道路環境づくり

歩行者・自転車の安全確保のため、歩車道分離を進めるとともに、高齢者などに配慮した段差の少ない歩道整備や、道路標識、カーブミラー、ガードレール、信号などの交通安全施設の整備を、関係機関と協力して計画的に推進します。

道路上の安全を確保するため、迷惑駐車追放などの広報啓発に努めるとともに、見通しを妨げる違法広告物の撤去など、実効性の高い取り組みを進めます。

##### (2) 交通安全意識の向上

###### ① 多様な安全教育の推進

世代や運転免許保有の有無など、それぞれの特性に合った安全教育を進めます。

新入学児童などに対する交通安全指導として、警察と連携し、保育所、幼稚園、小学校などでの交通安全教育を推進します。

###### ② 交通事故発生情報の提供と活用

交通事故発生状況などの情報は、危険箇所の認識と交通安全対策に有効であることから、警察と連携し、インターネットなどによる情報提供と積極的な活用に努めます。



交通安全指導